

宮崎労基発 1221 第 1 号
令和 5 年 12 月 21 日

関係団体の長 殿

宮崎労働局労働基準部長
(公 印 省 略)

「転倒」や「腰痛」など、職場における労働者の作業行動を起因とする労働災害防止に向けた社会全体の意識改革と行動変容の取組について（協力依頼）
～腰痛、転倒など「行動災害」が多発しています～

平素より、労働安全衛生行政の推進につきましては、格段の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働災害を少しでも減らし、「労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境の実現」を目指し、宮崎労働局第 14 次労働災害防止推進計画（令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 か年計画）において、『事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発』、『高齢者の労働災害防止対策の推進』、『労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進』等を重点対策に掲げ取り組んでいるところです。

宮崎県内の過去 10 年間における休業 4 日以上之死傷災害発生状況を事故の型別で見ると、「転倒」災害は増加傾向にあり全体の 25% を占めております。腰痛等の「動作の反動・無理な動作」災害についても過去 10 年間で 2.4 倍増加している状況です。また、令和 4 年の休業 4 日以上之転倒災害のうち、「骨折」が全体の 64% を占めており、高齢者の労働災害が多く発生し、特に女性の高年齢労働者に多発しています。

労働災害のない安全で安心して働ける職場の実現は、いうまでもなく全ての人の願いですが、産業構造の変化や働き方の多様化に伴って、「転倒」や「腰痛」などの労働者個人の身体機能が大きく影響するリスクや、顧客・発注者、調達先等との関係で改善が難しい業務、柔軟な働き方が進んだ結果としての統一的な教育研修機会の減少など、職場単独では対応が難しい新たな課題が増えてきています。

以上を踏まえまして、県内において『行動災害発生について、事業者や注文者、労働者等の関係者全てが、自身の責任を認識し、対策に積極的にかかわり真摯に取り組むこと』の機運醸成を図り、これを広く浸透させる努力を継続し、県内企業がつながりを持って行動災害防止を進めていくことで、県内社会全体の意識改革と行動変容を促すことが重要です。

つきましては、貴団体におかれましては、傘下の会員等の関係者に対し、下記を参照、活用いただき、情報が行き渡るよう広く周知いただくとともに、労働災害防止に向けたより一層の取組の推進を図っていただきますよう、よろしくお願

い申し上げます。

記

1 県内の労働災害の特徴と現況の周知について

過去 10 年間に発生した休業 4 日以上之死傷災害を分析した結果（別紙 1 参照）以下の特徴が認められたため、別紙 2～4 を活用し、会員、関係者等へ周知いただきますようお願いいたします。

事故の型別で見ると、「転倒」による災害が全体の 25% で最も多く、腰痛等の「動作の反動、無理な動作」（11%）も 4 番目に多い状況。しかも転倒災害は 64% が休業見込期間 1 月以上と重傷化の傾向が認められる。

転倒災害の特徴として、男性より圧倒的に女性の発生割合（62%）が高く、男性 60 歳以上の被災者数（45 人）は 30 歳未満被災者数（15 人）の 3 倍であるのに対し、女性 60 歳以上の被災者数（133 人）は 30 歳未満被災者数（8 人）の 17 倍と格段に高い発生率となっている。

全死傷者数の中に占める高年齢労働者（60 歳以上）の災害が増加しており、令和 4 年は全死傷災害の中で 60 歳以上が占める割合が 31% の状況。このうち「転倒」が最も多く全体の 35% を占める状況にあり、動作の反動、無理な動作（主に「腰痛」）については 3 番目に多く全体の 11% を占める状況にある。

2 重点的に取り組んでいただきたい事項

（1）業界団体単位・協力企業単位での取組の促進

労働災害発生状況を把握・原因の分析を行い、発生状況に応じた労働災害防止の重点事項を定め、取り組まれるようお願いいたします。工場内や建設現場内、また複数施設を展開する法人においては、法人本社主導による協力業者を含めた組織全体での取組を促す周知をお願いいたします。

（3）転倒災害の防止

多発している転倒災害は、濡れた床面、段差、手すりのない階段などの設備面、走るなどの不注意な行動、加齢による運動機能の低下など、複合的な原因で発生します。このため、従業員の不注意ということで片付けることなく、設備面の改善、不注意な行動の防止、日頃からの運動を含めた職場での健康増進などの取組を、以下の 6 点を重点に従業員の方々の参画のもとで取り組むよう周知をお願いいたします。

4 S 活動（整理、整頓、清掃、清潔）

危険の見える化（転倒の危険がある場所を分かりやすく表示する）
すべりにくい靴（耐滑性の高い防滑靴）の着用

身体的能力のチェック

体操・ストレッチによる体づくり

特に女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大するため、対象者に市町村が実施する「骨粗鬆症検診」の受診を勧奨

(4) 腰痛災害の予防

転倒災害に加えて腰痛災害も多く発生していますので、(6)のウも活用いただき、腰痛予防にも取り組むよう周知をお願いします。

(5) 職場における健康づくりや労働者に対する教育・研修等の場の活用

転倒災害や腰痛災害は労働者の作業行動や身体機能等の影響によることも大きく、事業場における設備的対策のみでは十分に災害防止効果を発揮できないことがあります。このため、職場における健康づくりに関する取組や、労働者に対する教育や研修、業務ミーティング等の場も活用し、災害に遭いにくい健康な体づくりや災害に遭わないような作業行動を労働者一人ひとりが心がけるような機運醸成(意識改革)に取り組むよう周知をお願いします。

(6) 労働災害防止の取組において活用いただけるツール等各企業において、重点項目に応じ以下のツールを活用願います。

ア 全般的な取組ツール等

「職場の危険の見える化」を行うための実践的なマニュアルで、ダウンロードが可能なイラストで構成される「職場の危険の見える化(小売業、飲食業、社会福祉施設)実践マニュアル」 他業種でも活用可能。

【掲載場所】<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/mieruka.pdf>
高年齢労働者の特性を考慮した対策「エイジフレンドリーガイドライン」

【掲載場所】<https://www.mhlw.go.jp/content/000691521.pdf>

高年齢労働者を雇用する事業者が、労働災害防止のために設備改善などを行った場合にその費用の一部を補助する補助金(エイジフレンドリー補助金) 令和5年度は受付終了。令和6年度申請を検討する。

【掲載場所】https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09940.html

厚生労働省 転倒予防・腰痛予防の取組

【掲載場所】

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000111055.html>

イ 転倒災害防止の取組ツール等

厚生労働省 職場のあんぜんサイト 「身体的能力のセルフチェック」

【掲載場所】

https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/tentou1501_14.html

中央労働災害防止協会「転びの予防 体力チェック」

【掲載場所】<https://www.jisha.or.jp/order/korobi/>

日本整形外科学会ロコモティブシンドローム予防啓発公式サイト

「ロコチェック」【掲載場所】<https://locomo-joa.jp/check/lococheck>

厚生労働省 SAFE コンソーシアムポータルサイト

「毎日3分でできる 転びにくい体をつくる職場エクササイズ」

【掲載場所】<https://safeconsortium.mhlw.go.jp/movie/>

転倒防止に関するセミナー、教材、ツール集など(職場のあんぜんサイト「転倒災害防止対策の推進について」)

【掲載場所】

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000111055.html>

転倒予防体操動画（厚労省が研究者と協力して開発したもの）

【掲載場所】<https://www.youtube.com/watch?v=9jCi6oXS8IY>

厚生労働省・日本安全靴工業会・日本プロテクティブスニーカー協会作成リーフレット「転倒予防のために適切な靴を選びましょう！」

【掲載場所】<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000838433.pdf>

ウ 腰痛災害防止の取組ツール等

厚生労働省 HP 腰痛予防対策

【掲載場所】https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_31158.html

厚生労働省「職場における腰痛予防対策指針及び解説」

「事務作業スペースでのストレッチ」

「車両運転等の作業でのストレッチ」

「介護・看護作業等でのストレッチ」

【掲載場所】

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000034et4att/2r98520000034mtc_1.pdf

3 創意工夫による効果的な労働災害防止活動に係る好事例の収集と展開について

会員事業場等が実施される労働災害防止活動について、貴団体での好事例の収集と機関紙等による横展開を図っていただくようお願いします。好事例の展開に当たっては、職場の安全を応援する情報発信サイトである「職場のあんぜんサイト」(URL：<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/>)を積極的に活用ください。

4 厚生労働省「SAFEコンソーシアム」への積極的な参画について

厚生労働省では、増加傾向にある労働災害の減少を目指して、令和4年6月に「SAFE (Safer Action for Employees) コンソーシアム」(活動体)を設立し、労働災害防止に向けた機運の醸成や行動変容のためにご協力いただける全ての企業・団体等の皆様に、コンソーシアムへの参画を呼びかけています。(別紙5参照)

令和5年12月12日現在、県内企業13社(製造業1社、建設業5社、医療・福祉4社、その他3社)が加盟メンバーとなっています。加盟要件は「従業員のための安全衛生活動に取り組む意思があること」のみです。

加盟メリットは、ロゴマークの掲示や労働安全衛生への取組のPR、取組事例の共有や労働安全衛生水準の向上等です。

県内各業界の役員等が所属するリーディングカンパニーにおかれましては、率先して加盟いただき、県内労働災害防止を進めていただくようお願いいたします。

(URL：<https://safeconsortium.mhlw.go.jp>)

【別紙】

- 別紙 1 【宮崎県内】「転倒」・「腰痛」労働災害発生状況
- 別紙 2 厚生労働省・宮崎労働局作成リーフレット（注意喚起用ミニポスター）「工作中的転倒に要注意」
- 別紙 3 転倒災害防止対策促進のための「事業者向けリーフレット」
- 別紙 4 転倒災害防止対策促進のための「労働者向けリーフレット」
- 別紙 5 S A F E コンソーシアム概要チラシ

お問い合わせ先

宮崎労働局労働基準部健康安全課
電話 0985 - 38 - 8835